

○検証テーマ1 復興総括－復興全体の総括 検証担当委員 野尻 武敏

検証項目	主な成果(できたこと)のポイント	取り組みの分析・評価	今後への提案
I 各分野別検証等を踏まえ、たまたまの復興の総合評価(創造的復興の実現)	1 表層的な防災体制の整備(24時間体制、待機宿舎や災害対策センター、フェニックス防災システム等)【A】 2 緊急復興3か年計画の目標達成(都市基盤の早期復興、住宅の量的確保、産業の再生、被災者の生活再建支援法の制定及び拡充(居住安定支援制度)【C~D】) 3 阪神・淡路大震災復興基金の設置(地方主体の復興に貢献)【B】 4 避難所の解消と応急仮設住宅への移行【B】 5 応急仮設住宅入居者の恒久住宅への移行完了【C】 6 被災者生活再建支援法の制定及び拡充(居住安定支援制度)【C~D】 7 ボランティア・NPO/NGO等の活動やコミュニティ・ビジネス、まちづくり活動など復興過程で広がった先駆的な取り組みの継承・発展【D】	<p>原因・理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国的な共通基盤の欠如、地域の防災意識の格差 ○既存制度の壁 ○局面変化の先取りが困難 ○全国的な予算配分のアンバランス(策定と実行の乖離) ○一國二制度の壁 ○個人資産に公費は投入しないという政府の考え方 	<p>復興過程で得られた教訓(今後活かすべきこと)</p> <p>① 「共生」社会の実現 「共生」は大震災からの教訓の第1であり、これからの少子・高齢社会を支える社会原理ともなる。「自律した人々が、自然と調和し、共に生きることを実感できる共生社会」の実現をめざすべき。</p> <p>② 成熟社会を支えるコミュニティと新しいしくみの定着・発展 復興過程では、既存の地域団体はもとよりまちづくり協議会や自主防災組織の成長、さらにボランティア活動の広がりが、参加民主主義の体制づくりの画期的な促進が見られたが、こうした今後の成熟社会を支えるコミュニティの活性化や新たな仕組みの定着、発展に取り組むべき。</p> <p>③ 「復興」の制度的保障 大規模災害からの「復興」が、関係法令に位置づけられるとともに、「創造的」な進展が、制度的に保障されるべき。</p> <p>④ 地方主体の復興 中央の画一的な基盤によるのではなく、住民の主体的な参画を得つつ、地方が主体となった自律的、独創的な取り組みを国が支援する復興を種限や財源を含めて保証すべき。</p> <p>⑤ 安全・安心な都市づくり 50年、100年先を見据えた新たな未来都市像の具体化など、画期的な創造的投資がもたらす効果についての評価や、被災に向けた戦略的な成果目標の設定、局所的災害が全体に重大な影響を及ぼさない多核ネットワーク型のまちづくりを行う仕組みを構築すべき。</p> <p>⑥ 災害文化の育成 地域社会や一人ひとりの暮らしのなかに、災害を想定した備えの意識を浸透させ、文化として根付かせるための総合的な取り組みをすべき。</p>
II 近代都市の災害脆弱性に対する創造的復興	1 創造的復興として全国初のまちづくり基本条例などの先導的取り組み 2 神戸東部新都心等の都市づくり	<p>問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法制度(私権等)の問題 ○財政上の制約(創造的投資がもたらす効果に対する評価の問題) ○迅速な都市基盤復旧の必要性 ○画一的な都市再生手法、復旧・復興のスピードの重視 ○公助への依存傾向 ○景気の低迷、中心市街地の空洞化傾向等 	<p>今後に向けた提案</p> <p>① 県民安全・安心の日の制定等「1.17は忘れない」ための取り組み 県民安全・安心の日を忘れないための取り組みを展開するため、1月17日を条例等で県民安全・安心の日として位置づけ、基金等の安定的な財源をもとに、メモリアルウォークの実施、1.17を語り継ぐための顕彰制度の創設などを通じて、大震災の教訓を伝承し、全国、全世界に発信し続けるべき。</p> <p>② 災害に強いライフスタイルの確立 震災を教訓に真に災害に強い社会を構築するため、①必要な情報に迅速かつ的確に届くための行政、住民等様々な主体間での防災情報の共有化の仕組みの確立、②学校教育や生涯学習における防災教育(学習)の効果的カリキュラムの開発や内容の充実、③自主防災組織等の単位で一人ひとりの日頃のライフスタイルを安全・安心の観点から点検し、改善目標を設定する運動の展開など、情報人材、暮らし方といった観点から、企業、地域団体、NPO/NGO等が連携し、総合的な取り組みを進めるべき。</p> <p>③ 21世紀文明の創造の戦略づくり 大震災で浮き彫りになった20世紀の物質文明や科学技術の脆さ、人と自然、社会と各人の関わり合いの問題点などへの反省をベースとして、科学技術と倫理の再統合や持続可能な地域社会づくりなど、今後予想される時代潮流も見据えつつ、近代文明の脆弱性を克服し、人間の尊厳を第一に据えられた21世紀文明創造の戦略づくりを推進すべき。また、総合的、実践的なシンクタンクの形成についても検討すべき。</p>
III 被災者の冷静な行動	1 パニニック、暴動等の防止(食料、物資等の迅速な供給、情報提供等)	<p>問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者に対する支援の広がり ○ボランティア等の活動の画期的展開(NPO法等) ○防災やこころのケアについての研究活動の進展 ○各種団体・グループ、NPO/NGO、自主防災組織、まちづくり協議会など、震災を契機に広がった取り組みの継承・発展や地域における災害への備えの充実 	<p>今後への提案</p> <p>① 被災者に対する支援の広がり ボランティア等の活動の画期的展開(NPO法等)の推進</p> <p>② 防災やこころのケアについての研究活動の進展 各種団体・グループ、NPO/NGO、自主防災組織、まちづくり協議会など、震災を契機に広がった取り組みの継承・発展や地域における災害への備えの充実</p>

* 各項目に係るフェーズについては、初動対応期(震災直後)【A】、復旧期【B】、復興初期【C】、本格復興期【D】により整理

〇検証テーマ3 復興体制－復興に関する法整備等 〇検証担当委員 戎 正晴

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント 原因・理由	
I 今回の震災復興における法整備等の特徴と効果	1 災害時の体制や仕組みの充実強化【A】 ・現対策本部の法定化 ・緊急消防援助隊等の創設（消防組織法）等	ア 災害対策本部体制の一層の強化（広域災害時の組織間調整の仕組み等）【A】 イ 現物支給以外のメカニズム等の多様化や災害救助のあり方の抜本的見直し【A】 ウ ガレキ処理の公費負担等、適用特例の今後の災害におけるケースの想定【A】 エ 現行法上の枠内での必要最小限の立法措置を越えるものではないこと【B】	①災害対策基本法等の点検強化 ○災害対策本部長（知事）がその責任と役割を十分に果たすために必要な権限、情報、専門性や実働部隊との組織間調整のあり方をはじめ、国と地方との情報の共有化、地方防災会議の平時機能の強化、「復興」の概念の位置づけなど、様々な視点から震災後の災害対策基本法の見直しが十分であったか点検し、充実を図るべき。 ○緊急対策活動ごとに主責任組織と協力組織を定め、消防・警察・自衛隊等の組織間調整をはじめ、都道府県災害対策本部長が指示、または、総合調整を行うべき基本事項や、消防にかかると都道府県の役割の強化なども検討すべき。 ②災害救助法の適用にかかると都道府県知事の裁量の幅の拡大や災害救助のあり方の見直し ○被災者や地域の確保にも配慮しつつ、都道府県知事の裁量の幅を拡大するとともに、大震災の救助の実情や被災者生活再建支援法等の法整備の進展等も踏まえ、災害救助のあり方を見直すべき。 ③復興における私権制限 ○特にまちづくりを推進するためには、一定限度私権（財産権）を制限することが必要。 例）建築制限、共有地の利用に関する合意形成の特例、所有権の不行使に対する制約のしくみなど ○所有権のみならず、借地権・借家権等の利用権に対する制約も認められるべき。 例）まちづくりという観点からは何の制約もなく、被災者間での利用権の回復を認める罹災都市借地借家臨時処理法の改廃など。 ④大規模災害での特別措置の制度化の検討 ○被災市街地復興特別措置法のような恒久的立法もあつたものの、多くは阪神・淡路大震災での特例として対症療法的に立法されており、ガレキ処理の公費負担など今後と同様の事態が予想されるものについては、恒久的な制度として整備すべき。
	2 がれき処理の公費負担【A】	ウ	○阪神・淡路大震災の特例とする国のスタンス
	3 特別法等による早期復旧の推進【B】 ・国の補正予算等による集中的な復旧事業に係る財政措置 ・被災住民の公的負担の軽減等	エ	○焼け太り絶対否定論による限界
	4 被災者生活再建支援法の制定及び拡充（居住安定支援制度）【C～D】	オ	○個人資産に公費は投入しないという国の考え方
II 地方主体の復興を国が支える法的枠組みの整備	1 地元主体の復興体制づくり（阪神・淡路復興委員会等の設置）	ア 復興基本法など、地方主体の復興を国が支援する新たな仕組みの創設	①復興についての制度的保障（復興基本法の提案） ○「復興」の意味内容を明らかにし、法的概念としての確立をすべき。 ○地方主体の復興を基本に、復興に関する制度的保障を担保するため、復興基本法の制定をめざすべき。 ・復興の概念 ・災害復興特別推進地域の指定 ・復興の体制（国・都道府県・市町村の役割等） ・災害復興計画の作成 ・復興財源（復興基金の創設ほか） ・地域内住民の民意反映のしくみ（まちづくりにおける住民の提案権ほか）
III 被災者の主体的な施策選択	1 復興基金等を活用した法制度や行政の施策でカバーしきれない住宅や生活に対する状況に応じた細かな支援	ア 制度的位置付けの体系的整理 ・支援のマクロ的規模と被災者の実感の乖離の解消	①復興策のメカニズムの一括提示（パッケージ化） ・後追いでメカニズムが次々と出てくるよりも、多様なメカニズムを一括提示することが望ましい。ただし、震災後は行政が主導的な役割を果たすとともに、一括提示を行う段階では、過酷な状況下にある被災者の意思決定に対する十分な情報の提供と意思決定（自己責任）の支援策を講ずるべき。

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由	
I 地域づくりの新しい手 の登場 ・NPO等の市民活動の生成 と展開 ・地域コミュニティの再構築	1 ボランティア活動を身近にしたこと【A～D】	ア ボランティア活動の受け入れ体制が不十分	①NPO/NGOが育ちやすくする社会システムの構築 ・NPO/NGOの立ち上げや自立のための資金や活動拠点の提供 ・NPO/NGOのマネジメントや人材育成といった組織強化のための支援 ・NPO/NGOに優秀な人材を引きつけるようにするための環境整備 ・市民へのNPO/NGOの団体活動情報の積極的な提供と共有の促進 ・NPO/NGOに早い段階で積極的に情報提供し、施策・事業内容を協働して作り上げていく取り組みへの支援 ②中間支援組織との役割分担 ・行政による直接支援よりも、現場に近い中間支援組織等を通して間接的に支援した方が効率的、効果的な分野については、積極的な役割分担を進める ③地域コミュニティの活性化 ・被災地における住民の主体的な取り組みを、震災復興の一時的な取り組みに終わらせず、地域社会の一般的な課題を住民主体で解決していく取り組みへを広げていくべき ④開かれた地域コミュニティの形成 ・住民との関係で、積極的な情報公開や民主的な運営が不可欠 ・NPO/NGOや他団体等との積極的な交流・連携が図られるべき
	2 芸術文化による支援、情報提供等の間接支援など多様な支援への気づき【B～D】	イ NPO/NGOのマネジメント等が不十分 ウ NPO/NGOと行政の協働事業がうまく機能していない	
II 自律的市民社会に対応した行政手法の転換 ・被災者復興支援会議 ・NPOと行政の協働会議	3 NPO/NGOの市民活動を加速【C】	ア 持続的なコミュニティ活動に展開できなかつた組織・団体も少なくない	①被災者の自主性・主体性を促すような施策や助成方法を一般的な施策事業に取り入れていくこと、被災者復興支援会議等の被災者支援の仕組みの一般策化 ①被災者の自主性と主体性をうながすがよいような施策・事業の設計 ・助成その他の支援策を実施するにあたっては、県民等の自主性・自発性をうながすような仕組みを講じるべき ②通常の審議会、委員会でのアウトリーチ・アドボカシー機能の一般化 ・通常の施策形成過程において、アウトリーチとアドボカシー機能を併せ持った支援会議的な参画と協働の特色を組み込んでいくべき ③行政とNPO/NGOの相互理解の促進 ・行政とNPO/NGOが互いの認識、考え方、発想への理解を一層深め、情報共有し、施策や事業を協働し、創造していく仕組みの構築
	4 地域の中で助け合いの重要性の再発見【A～C】	ア 復興の進展に伴い、行政が平常モードに戻るに伴い、必要性・存在意義が希薄化	
5 まちづくり協議会や自主防災組織など地域の主体的なまちづくりへの取り組み【C】	イ 生産的・創造的な議論への展開	○行政とNPO/NGO相互の考え 方、行動に対する理解が不十分	

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由	
・生活復興県民ネット ・県・市町生活支援委員会	4 被災地の復興を市民団体も積極的に担う「新しい公」のあり方を具現【B～D】	ウ 復興過程の変遷に応じたネット幹事団体のモチベーションの持続	④県民運動の実践力の充実と強化 ・被災地の復興を支援してきた「生活復興県民ネット」のように、強固な事務局体制としっかりした財政的基盤を持った体制の構築 ・地域団体だけでなく、NPO/NGO等も含めた開かれたネットワークをもつ必要がある
	5 市民団体の自立を促進【C～D】	エ 特定被災者の個別的な課題への対応	
	6 県民の参画と協働を実践【D】	エ 支援施策等の特定個人への例外適用の限界	
	7 被災者の解決困難な事例への総合的な対応【B～D】		

〇検証テーマ6 復興推進一施策推進上の共通課題への対応 〇検証担当委員 矢守 克也

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由	
1 被災者支援の格差 1. 年齢・所得等	被災高齢者や低所得層への各種の生活再建支援 ・被災者自立支援金 ・災害援護資金貸付等 2. 住宅再建、事業復旧の各種資金への利子補給	7. 復興の担い手となる「中堅層」への支援が手薄 ・被災者自立支援金(45歳未満 346万円) ・民営助成(収入50%補助 年額600万円) 4. 家屋被害の迅速・客観的な認定 平成13年に被害認定基準運用指針が内閣府から示されたが、内容が詳細・専門的であり、自治体の事務職員等の被害認定には、相当の訓練等が必要。 9. 被災者の希望(元の場所に戻りたい等)に応じた地域での住宅供給 エ. 従前のコミュニケーションに配慮した公営住宅の提供	① 支援のメルクマールの抜本的な見直し ・支援対象の要件は、家屋の被害程度(全半壊)や前年度所得のほか、震災に起因する「仕事の喪失(離職)」や「収入減」等を勘案するメルクマールの検討が必要 ・中堅層は、他の年代層に比べ収入も支出も多く、「家計収支」に余裕が少ないことから、所得要件は、各年代の家計状況を勘案して設定する必要がある。 ② 家屋被害認定の専門職員の育成等の仕組みの構築等 ・家屋被害の客観的・公平な認定を迅速に進めるため、被害認定の専門的な訓練を受けた職員を養成するとともに大規模災害時には、市町域を超えて専門職員を被災地に派遣する仕組みの構築が必要。 ・自治体の一般事務職員が公平・迅速に被害認定ができるよう、被害認定運用指針を簡易なものに見直す必要。
2. 仮設・復興住宅とそれ以外	3. 住宅確保への支援 ・仮設及び災害公営住宅の大量供給 ・民間賃貸住宅の特別減免 ・民間賃貸住宅の家賃補助 4. 健康、コミュニティづくりの支援 ・保健師、健康アドバイザー等による健康づくり支援 ・ふれあいセンター、コミュニティの設置と運営支援 ・ボランティア等による支援活動への支援	ウ. 被災後の希望者全員(約17万人)の転居理由等の確認は、事務量的に困難。 ○住民票の移動などに、一時的に転居した被災者も多い。 カ. 県外居住被災者への迅速な支援 ・県外からの転居(88.12) → 情報紙の送付 ・県外からの転居(810.9) → 「県地主義」の制約から、県外支援のあり方が未整理	③ 広域避難者に対する全国的な支援の仕組みの構築 (1) 全国自治体等と連携した所在把握の仕組みの構築 大規模な災害では、被災者は広域に避難することから、当該被災自治体のみでは、被災者の所在等の実態把握が困難である。 このため、大規模・広域の災害発生時には、避難者(被災者)が、支援情報等を必要と判断する場合、避難先の自治体へ「被災者である」旨の届出を行い、被災自治体へ情報が入る仕組みの構築が求められる。 (2) 全国均一な支援の方策の準備 公営住宅への一時入居期間の取扱いや、その後の家賃低減対策など、広域避難者を想定した、全国統一の対応や支援策を準備する必要がある。
3. 県の内外的	5. 県外居住被災者への情報提供 ・ひょうりょうの送付 ・相談用FAQサイトの設置 ・入居者募集情報の提供 6. 各種支援施策の県外居住被災者への適用拡充等 ・民間賃貸住宅の家賃補助 ・生活復興資金貸付 7. 県外の公営住宅等への一時入居 8. 災害復興公営住宅入居者募集における県外居住者枠の設定	ウ. 被災後の希望者全員(約17万人)の転居理由等の確認は、事務量的に困難。 ○住民票の移動などに、一時的に転居した被災者も多い。 カ. 県外居住被災者への迅速な支援 ・県外からの転居(88.12) → 情報紙の送付 ・県外からの転居(810.9) → 「県地主義」の制約から、県外支援のあり方が未整理 キ. 県外の公営住宅への一時入居者への十分な支援 ク. 希望する地域での公営住宅の提供	

今後への提案		取り組みの分析・評価	
		主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由
4. 外国人県民	<p>9. 既存制度等の対象外となる外国人県民等への復興基金を活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療費損失特別補助 ・外国人学校施設等災害復旧費補助 ・外国人学校授業料等軽減 	<p>〔社会・文化財会 外国人県民支援のし くみづくりと地域の 国際化の推進〕 において検証</p>	
II 被災者の自立の を促す支援の 取組	<p>10. 復興状況に対応した、支援策の弾力的見直し・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民賃補助の段階的拡充 →面積要件撤廃 ・空き店舗活用支援の拡充 →対象要件の緩和 市町補助要件の撤廃 	<p>カ. 長期的な視点からの支援施策の展開（支援策の段階的な提示及び拡充）</p>	<p>④ 支援策の一括提示と段階的な縮小による自立促進 被災者の自立促進を行うため、復興の各過程に も、支援内容について、例えば、助成額を段階的に縮小するなどの円滑な移行を図る必要がある。</p>

○検証テーマ7 復興推進-情報発信・相談体制 ○検証担当委員 山口 一史

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント 原因・理由	
I.被災者への情報発信・相談の仕組み II.復興過程における情報共有の仕組み III.復興過程における内外への情報発信状況と効果	1. マスメディア取材による災害の全体像の発信【A】 2. 高齢者、障害者、女性、外国人等を対象とした相談体制の早期確立【B】 3. 被災者ニーズの変化の把握と変化に応じた情報提供【B】 4. マスメディアによるきめ細かい生活情報の提供【B】 5. フェニックス推進員等の支援者による被災者への「ローテック」手法による情報提供【C～D】 6. ボランティアによる仮設住宅居住者への新しい情報提供の仕組み【C～D】 7. 住宅再建公的支援を求め運動の内外への情報発信【C～D】 8. 震災・復興に関する相談窓口の一元化【C～D】	7. 震災発生直後の迅速な情報提供体制の確保【A】 ・情報の空白 4. 視聴覚障害者への情報の伝達【A】 ・仮設住宅居住者への情報提供の限界【C～D】 ・仮設住宅居住者からの情報提供が住民にとって難解であった ・仮設住宅居住者同士の交流がままなかつた ・支援者間、支援者とボランティアの連携が困難であった ・首都圏マスメディアで震災の話題が十分取り上げられなかつた ・被災者生活再建支援法成立までの時間経過により関心が持続しなかつた ・相談内容から課題・ニーズを採求する手法の開発がされていなかった	① 被害の全体像を早期に把握するしくみの構築 被災の圏外から災害の全体像を把握するため、関係府県との広域的な補完システムをつくっておくとともに、大規模災害時には被災者救援と支援のために県、市町の平常時の枠組みを越えて情報収集を行うことについて事前に協議しておくべきである。 ② 平常時から複数の情報伝達経路の確保 応急対策から復興にいたる必要な情報を必要に応じて届けるために複数の情報経路を日常から組み立てておくことが重要である。 ③ 「ひと」を軸とした情報伝達経路の活用 地域団体やNPOと協働し、地域ベースで人から人への情報伝達のネットワークをつくる必要がある。 ④ 平常時から情報弱者への情報発信のあり方の検討 日常から情報弱者を最優先に配慮して情報発信を行うことが必要である。 ⑤ 支援者間での情報共有のしくみの検討 行政が任命もしくは依頼した応急仮設住宅等の支援者が守秘義務を負わされていたため、本来の目的である被災者のいのちと健康を守る活動の幅が狭められた反省から、エリア限定で時間的に個別情報の交換等の方策を検討すべきである。 ⑥ 相談内容を施策提言につなげるシステムの構築 相談業務は、日常においても県民の不満や施策を理解できない、施策を知らないなどの姿を知る重要な機会であることから、産業界におけるマーケティング手法などを導入し、相談内容を分析し、施策提言につなげるシステムづくりが必要である。 ※災害情報の収集・伝達・共有化の仕組みづくり 本年の台風災害等の際は、災害情報が効果的に伝達されないケースがあり、課題を残した。今後は、ハザードマップの整備等により、平常時から危険情報の周知を図るとともに、特に災害弱者を最優先に、緊急時の情報伝達の方法や媒体を検討しておく必要がある。また、津波災害について、地域住民や観光客等に警報等の伝達を行うシステムづくりが重要である。

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案																																																							
	主な成果（できたこと）のポイント	原因・理由																																																								
I 復興需要の全体像	<p>復興需要総額 (単位：兆円)</p> <table border="1"> <tr> <td>復興需要</td> <td>民間資金</td> <td>公的資金</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>復興需要</td> <td>9.9</td> <td>4.5</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>産出総額ベース</td> <td>5.3</td> <td>2.4</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>付加価値ベース</td> <td>10.0</td> <td>4.4</td> <td>14.4</td> </tr> </table> <p>(注)平成6年度から10年度までの5年間について平成5年度を上回る県内総需要の上乗せ部分を復興需要（付加価値ベース）と推定（兵庫県民経済計算により算定）</p> <p>2 復興需要における民間部門と公的部門の比率 民間部門(5.3兆円)：公的部門(2.4兆円)＝7：3</p> <p>3 復興需要の被災地外への流出 県内復興需要の90%は県外へ流出した。 (1) 県外からの資材の供給によって復興が順調に成し遂げられた。 (2) もう少し復興需要の県内への還流が多ければ被災地の経済復興は早期に成し遂げられたかもしれない。 復興関連の投資の46%は県内建設業により供給されたが、県内GDPの6割を占める卸売り・小売業の生産減により追加的需要の9割が県外に流出した。</p>	復興需要	民間資金	公的資金	合計	復興需要	9.9	4.5	14.4	産出総額ベース	5.3	2.4	7.7	付加価値ベース	10.0	4.4	14.4	<p>① 地域の経済基盤の強化 復興財源負担における官と民との割合が7：3であったことから、基本的には民の強化のため産業対策等による地域の経済基盤強化が防災対策上最も重要である。</p> <p>② 緊急時における平時とは異なる政策選択の必要性 復興財源の供給は、平時とは異なる政策選択の必要性に基づいて、インフラや復旧など公的優先性の高さを基準に供給されたいが、緊急時には復興期間短縮のため、平時とは違った優先順位をつけるなど、政策的投資の考え方の検討が必要である。</p> <p>③ 震災経済被害早期推定システムの開発 震災の基礎的データと被災地の経済基盤に關するデータから、被災地の現地調査を行い得な初期段階で、被災地の経済被害規模を推定するシステムの開発が望まれる。</p> <p>④ 地域の供給能力の確保 復興資金の循環は、県外への流出が90%近くに達した。資金の被災地内への循環も考慮に入れば、地域の供給能力の向上が平時から政策的に意図される必要がある。</p> <p>⑤ 復興予算等の執行の弾力性、裁量性の確保 災害時には、制度運営や予算執行に当たり、運用の弾力性、裁量性を残しておくことが必要である。</p> <p>⑥ 被災自治体への財政支援対策 復興のために増発した地方債の累積により、発災後10年経過した後も、起債制限比率の上昇等により、被災自治体は財政状況が逼迫している。新たな財源措置等を検討する必要がある。</p> <p>⑦ 復興基金の制度化 復興基金の設立については、その都度法改正を待たずともなく、機動的に対応できるように、その枠組みを恒久的に制度化するよう法的に措置しておく必要がある。</p> <p>⑧ 今後起こりうる大震災への備え 今後起こりうる大震災を大きく上回る規模の大震災に備えては、復興資金を国家的、抜本のみならず、復興基金の活用による大震災に備える必要がある。</p>																																								
復興需要	民間資金	公的資金	合計																																																							
復興需要	9.9	4.5	14.4																																																							
産出総額ベース	5.3	2.4	7.7																																																							
付加価値ベース	10.0	4.4	14.4																																																							
II 復興需要への行政対応	<p>1 行政主体別の復興予算 各行政主体別の復興予算は、下表のとおりとなっている。 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>H6～H10年度</th> <th>H11年度～</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>国</td> <td>47,411</td> <td>2,755(H11年度まで)</td> <td>50,166</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3,041</td> <td>13,631(H16年度まで)</td> <td>44,672</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>22,841</td> <td>5,292(H13年度まで)</td> <td>28,133</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>101,293</td> <td>21,678</td> <td>122,971</td> </tr> </table> <p>(注1)国予算はH6～H11年度で最終補正ベース (注2)県予算はH6～H7年度は最終補正ベース、H8～H16年度は当初予算ベース (注3)市町予算はH7～H13年度で当初予算ベース</p> <p>2 復興予算の推移 国、県及び市町の復興予算は、当初各種インフラの復旧、神戸港等の復旧、住宅建設など重点が置かれ、その後産業復興、生活再建、災害対策などソフト部分へのウェーブが高まる形で推移した。</p> <p>3 復興事業の総事業費及び負担区分 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分(年度)</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町</th> <th>復興基金</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>前期5か年 (H6補正～H11)</td> <td>48,930</td> <td>14,550</td> <td>18,620</td> <td>2,720</td> <td>39,380</td> <td>124,200</td> </tr> <tr> <td>後期5か年 (H12～H16)</td> <td>12,050</td> <td>8,410</td> <td>10,430</td> <td>780</td> <td>7,130</td> <td>38,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,980</td> <td>22,960</td> <td>29,050</td> <td>3,500</td> <td>46,510</td> <td>163,000</td> </tr> </table> <p>国：復興基金(直轄事業)、国庫補助金・交付金、等 県：県の一般財源(起債含む)、市町：市町の一般財源(起債含む) 復興基金：復興基金の運用益等 その他：国、県、市町関係団体、民間事業者等。→詳細は右の通り ※なお、事業費の算定にあたっては一部推計を含んでいる。</p>	区分	H6～H10年度	H11年度～	合計	国	47,411	2,755(H11年度まで)	50,166	県	3,041	13,631(H16年度まで)	44,672	市町	22,841	5,292(H13年度まで)	28,133	合計	101,293	21,678	122,971	区分(年度)	国	県	市町	復興基金	その他	合計	前期5か年 (H6補正～H11)	48,930	14,550	18,620	2,720	39,380	124,200	後期5か年 (H12～H16)	12,050	8,410	10,430	780	7,130	38,800	合計	60,980	22,960	29,050	3,500	46,510	163,000	<p>○ 復興事業費のうちその他の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>復興基金</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>国・市町関係団体</td> <td>7,680</td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td>16,230</td> </tr> <tr> <td>民間事業者等</td> <td>46,510</td> </tr> </table> <p>復興事業費のうちその他の内訳</p> <p>復興基金：都市再生機構、阪神高速道路公社、日本道路公社、日本道路公社、都市再生機構、阪神高速道路公社、病院局、神戸市市営事業団、県・市町関係団体、県企業庁、開発管理事務所、民間事業者等；J R 西日本、保留地、保留地・保留床処分基金等</p>	復興基金	22,600	国・市町関係団体	7,680	民間事業者	16,230	民間事業者等	46,510
区分	H6～H10年度	H11年度～	合計																																																							
国	47,411	2,755(H11年度まで)	50,166																																																							
県	3,041	13,631(H16年度まで)	44,672																																																							
市町	22,841	5,292(H13年度まで)	28,133																																																							
合計	101,293	21,678	122,971																																																							
区分(年度)	国	県	市町	復興基金	その他	合計																																																				
前期5か年 (H6補正～H11)	48,930	14,550	18,620	2,720	39,380	124,200																																																				
後期5か年 (H12～H16)	12,050	8,410	10,430	780	7,130	38,800																																																				
合計	60,980	22,960	29,050	3,500	46,510	163,000																																																				
復興基金	22,600																																																									
国・市町関係団体	7,680																																																									
民間事業者	16,230																																																									
民間事業者等	46,510																																																									
III 被災の被災自治体財政影響	<p>1 被災自治体の財政運営への影響 (1) 復興基金が一時集中したことにより、被災自治体は大量の地方債の増発を余儀なくされた。平成8年度から次第に被災自治体の公債費の上昇を招き、神戸市、芦屋市でも20%を超える水準に近づきつつあるなど、震災10年を迎える今なお、被災自治体に多大な影響を及ぼしている。</p>																																																									

